

「2012年速報版 各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望」 調査結果の特徴

貿易・投資円滑化ビジネス協議会
事務局 日本機械輸出組合

「貿易・投資円滑化ビジネス協議会」(代表 給田英哉)は、日本企業がその貿易相手・投資先国である世界各国・地域統合において直面している障壁に関するアンケート調査(2012年1月実施)の結果を取りまとめ、本年5月『2012年速報版 各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望』を協議会ウェブサイト公表した。

(2012年版速報版の全文は、協議会HP：<http://www.jmcti.org/mondai/sokuhou.html> をご参照。)

2012年版においては、中国、ブラジル、ベトナム、インド、インドネシア、タイ、マレーシア、ロシア、アルゼンチン等の有力新興国について問題数が多く指摘されたこと、輸出入規制・関税・通関、雇用、税制、知的財産権の問題がとくに多く指摘されたこと、アジアや中南米等の一部新興国で輸入規制、資源輸出規制、内外差別的な政府調達等での保護主義がみられること、我が国とのEPA締結後も制度運用・手続面等で煩雑・透明等の問題が残存していることが特徴である。主要なポイントは、以下の通り。

1. 新興国・途上国が問題指項目数合計の4分の3強、有力新興国がランクの上位を占める

2012年調査は、世界73の国と4つの地域統合(EU、ASEAN、NAFTA、GCC)について問題指摘がなされている。

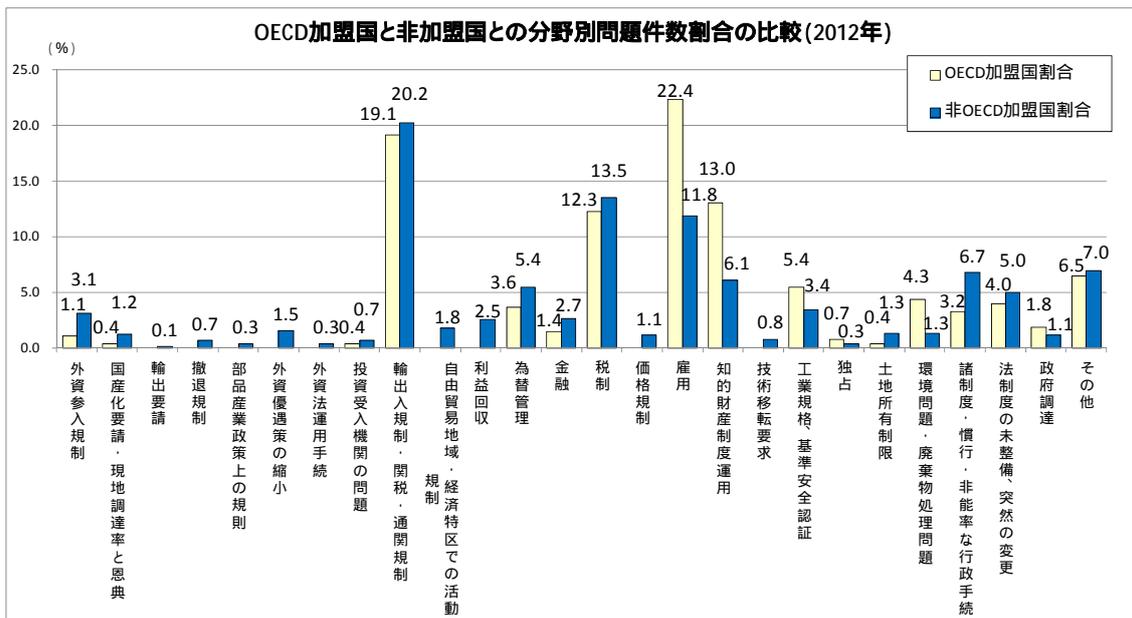
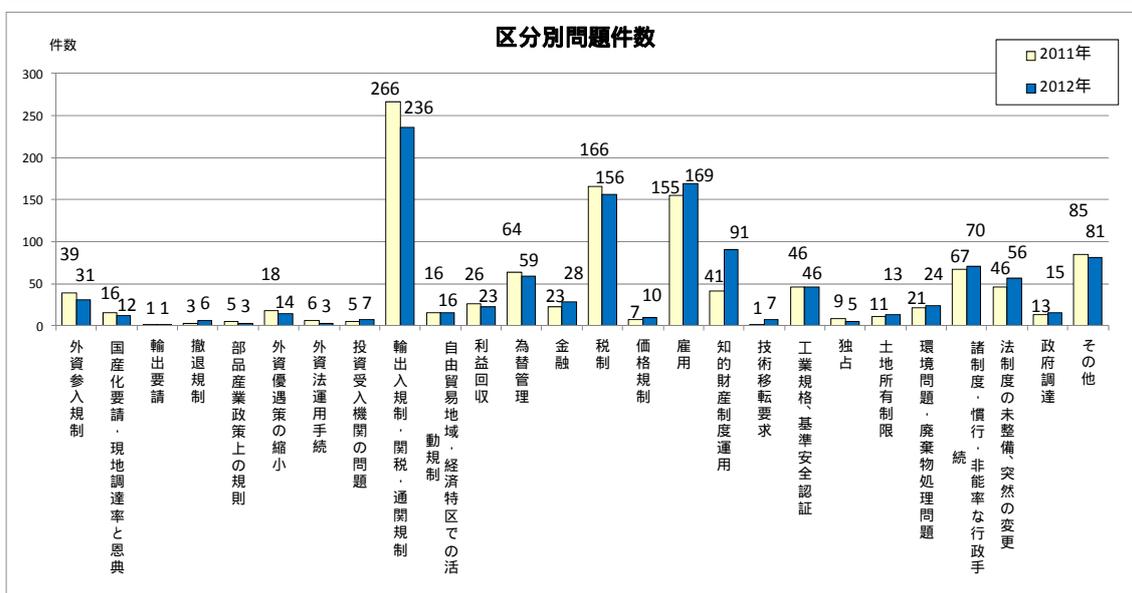
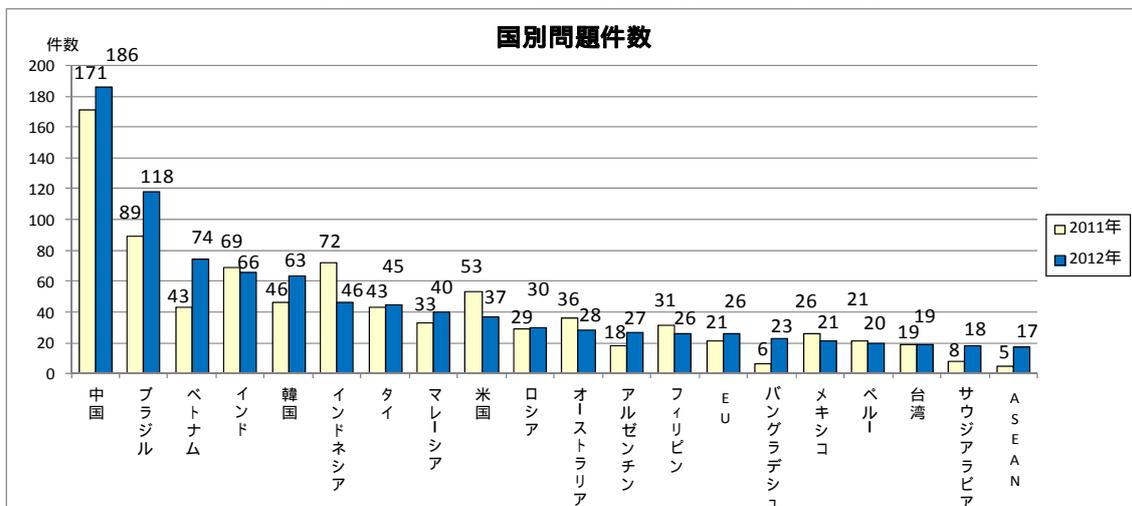
問題項目の総数1,182(前年比2%増)に上り、うち新興国の占める割合が4分の3を上回り年々増大している。国別では、中国186件、ブラジル118件、ベトナム74件、インド66件、韓国63件、インドネシア46件、タイ45件、マレーシア40件、米国37件、ロシア30件、オーストラリア28件、アルゼンチン27件、EU26件、フィリピン26件、Bangladesh 23件、メキシコ21件、ペルー20件、台湾19件、サウジアラビア18件、ASEAN17件、ドイツ14件、ベネズエラ14件の順となっている。

前年に比べ大幅な増加が目立つ国は、ベトナム+31件、ブラジル+29、韓国+17、Bangladesh +17、中国+15、ASEAN+12、サウジアラビア+10、アルゼンチン+9である。一方、減少が大きい国は、インドネシア-26件、米国-16、トルコ-13、カナダ-13、カンボジア-10、オーストラリア-8となっている。

問題項目の区分別総数では、輸出入規制・関税・通関規制20%、雇用13%、税制13%、知的財産制度運用8%、諸制度・慣行・非効率な行政手続6%の順となっており、前年に比べ雇用と知的財産、法制度の未整備・突然の変更の問題の増加し、輸出入規制・関税・通関規制、外資参入規制、税制の問題が減少した。

新興国・途上国は先進国と比べて、外資参入規制、撤退規制、国産化要請・現地調達率と恩典、外資優遇策の縮小、自由貿易地域・経済特区での活動規制、利益回収、為替管理、価格規制、技術移転要求、土地所有制限、諸制度・慣行・非効率な行政手続、法制度の未整備・突然の変更の問題項目の割合が大きい。

2012年速報版 各国・地域の貿易投資上の問題点と要望集計



2. 中国が引続き最多、内容が多岐多様：輸出入規制・関税・通関規制の問題、税制問題、雇用問題の他、知的財産権問題、外資参入規制、為替管理、法制度の運用手続の不透明など
サービス分野や資源開発などへの外資参入規制、投資性会社の生産活動不認可、自動車生産等での外資マジョリティー出資規制、最低資本比率規制などの外資参入規制が残存。
輸出入規制・関税・通関規制は、慢性的となっている輸出入通関手続の不透明・煩雑遅延の問題から WTO 提訴がなされているレアアースなど重要資源の輸出規制など多岐にわたる。
事実上のロイヤルティー送金制限を実施、外貨支払・受取規制が厳格で外貨からの人民元転や人民元での立て替え払い費用、貿易外取引の対価などの外貨送金が困難。
税制問題は、サービス PE 課税の強化、移転価格税制の基準の不透明・APA の不実施、増値税の拡充・還付遅延、税法の解釈・制度運用の恣意性など問題が非常に多く指摘。
知的財産権の保護不足・罰則不足・執行不足などによる模倣品・海賊版の国内での横行・世界への流出源となっている。
労働者保護色の強い労働法制下での人件費の急上昇と人材確保難と労働争議の多発のトリレンマの労働問題が発生。また社会保険法施行による保険料二重払いのリスク。

3. 中南米ではブラジルとアルゼンチンの問題が大幅に増加、アルゼンチン、ベネズエラ等で保護主義が台頭

- (1) ブラジル：複雑で過重な税制、労働者過保護な労働環境とビザ規制、通関手続きの煩雑・遅延、高輸入関税、ロイヤルティー等の支払・海外送金規制、国産化要請などが指摘
ブラジルの輸入品に掛かる税金は連邦・州を含め甚だ複雑で累計すると非常に高率の税負担（いわゆる「ブラジルコスト」）を強いている。また移転価格税制は特異で不合理なルールが適用。
労働法が全般に労働者有利・過保護の制度となっている。一方、駐在員のビザ規制や取得遅延、外国人の就労手続遅延などの問題など現地雇用や人の移動で多くの問題点が指摘。
外資企業は高輸入関税に加えて、マナウス FTZ などの通関手続の煩雑と遅延の問題が多数指摘。また通関手続きの不統一、仲介貿易の困難、密輸の問題、さらに伯亜間の貿易摩擦による非自動ライセンス遅延などの問題にも直面。
ロイヤルティー等の支払制限や海外送金規制、高い源泉課税等の規制が外資企業に賦課されており技術移転を伴う外資企業にとって利益回収が困難。
外資企業に対する現地企業の製品の購入要請、国内保険会社・再保険会社の使用要請、国産化優遇税制による現地品優遇など過度な国産化要請。

(2) アルゼンチン：輸入許可遅延、輸出入均衡要求、国産品使用要請等の WTO 違反の保護貿易主義措置の実施

WTO 違反が疑われる非自動輸入ライセンス発給遅延、輸出入均衡要求、輸入許可の下りた品目の通関での足止め、輸入品事前登録・承認制度を実施して輸入を抑制し輸出を促進
穀物輸出ライセンス取得制限、鉱物輸出税の賦課、輸出許可の下りた品目など輸出規制の実施
煩雑で官僚的な送金手続の下での海外送金の恣意的制限・遅延、輸入業者へのドル支払遅延要請
外貨輸出代金、銀行ドル預金の強制ペソ転換、非居住者からの借り入れの強制預託
品質が劣り価格の高い国産品の使用義務

4. 東南アジア・南アジアではベトナム、バングラデシュ、ASEAN が大幅増加、インドネシア、インドは減少

(1) ベトナム：輸入制度・手続の煩雑・遅延、為替取引規制、賃金上昇・ストライキなどの労務問題

輸入申告や輸入検査等の通関手続の煩雑と遅延、IT 製品の輸入認可の遅延、商社の保税輸入不可、鉄鋼輸入の政府指定企業制度、リスク移管時期に関するインコタムズとの不整合、税関担当者により異なる関税還付手続など輸入制度・手続の煩雑・遅延・不透明の問題の指摘が多い。

実需原則による為替取引の規制、外貨借り入れ規制、外貨持ち出し制限、二重為替相場制、慢性的な為替切り下げに対するリスクヘッジ手段の不足、

インフレによる賃金の急上昇、外国人就労許可の厳格化、違法ストライキ生産・出荷妨害などの労働問題が発生

流通・サービス分野等への外資参入規制、WTO コミットメントの不履行

(2) インドネシア：非関税の問題、ロイヤルティーの否認、法人税・VAT の還付の困難、法制度・手続全般の不透明

日本との EPA 発効により高輸入関税の指摘は減少したが、EPA での第三国インボイス活用の困難に加えて、突然の MFN 関税の引き上げや IKD 輸入関税の割高の指摘がある。通関手続きの煩雑・遅延・不透明の問題、船積み前検査の負担増、ニッケル鉱石等の鉱物輸出規制、石炭最低輸出価格の設定、原発事故による食品・薬品への風評被害などの非関税の問題点が多く指摘されている。

インドネシアではロイヤルティーを全面否認したり、税務監査で 3%しか認められない問題やルピア為替取引に実需原則を厳格適用し、ルピアでのクロスボーダーのグループ内資金借り入れ・貸付が不可となっている。

税制面で法人税や VAT の還付請求時に恣意的な税務調査が行われるなど依然として還付の困難の問題もある。

法制度や手続全般に施行規則の不備・不整合・不明確、頻繁な変更、発効後の実際の運用が不透明、担当官への制度変更の周知不足などの問題が指摘。(例：ダイベストメント義務の法規運用の不透明、契約・覚書でのインドネシア語の使用義務の施行令の未発布)

(3) ASEAN：FTA 活用と地域経済統合強化を進める上で原産地証明や知的財産制度や基準認証制度の不統一、インフラ未整備の問題

ATIGA の自己原産地証明制度の実施遅延および第三国インボイス不認可、ATIGA 第三者原産地証明書のインボイス価格記載問題等

ASEAN 加盟各国により異なる知的財産権保護制度・執行体制・基準認証制度の整備・キャピタル・調和の必要

輸送・電力・通信システム等のインフラ整備や越境輸送を含む海陸輸送の安全確保の必要

(4) インド：輸入関税の算定の複雑、輸入通関・州際取引通関手続きが煩雑、為替取引規制、税制が複雑で手続きが煩雑、ビザ取得・更新手続が煩雑、インフラ未整備

インドでは日本との EPA 発効により高関税の問題の指摘が減少したが、複雑な輸入関税の計

算方法、州際取引に通関手続が必要で州により異なるなど通関手続の煩雑・遅延の問題や輸入通関時点での最高小売価格ラベル添付義務、鉄鉱石への輸出税の賦課など依然として多くの問題点が指摘。

為替取引で実需原則の徹底が求められ、またグループ会社間での為替取引が認められない。また対外送金規制が厳格で中銀の送金許可手続が非常に煩雑である。経費関連での送金可能項目が限定されており、前払い送金にボンド差し入れが要件。

税制が州によって異なり種類が多く相殺・還付も含め制度がはなはだ複雑で税務手続が煩雑・不透明であり、間接税の統一、移転価格税制のルールの明確化などが課題となっている。

ビザの有効期間が短く、取得・更新手続が煩瑣・不透明で発給遅延が生じている。また全般的に労働法制度が労働者保護が強く、州ごとに異なる労働基準が設定。

道路網、港湾、貨物鉄道等の物流インフラの未整備、電略供給の慢性的不足などのインフラ未整備が外資進出の深刻なボトルネックとして指摘。

5. 先進国の問題として、米国はWTO違反のアンチダンピング規則やテロ対策によるビザの取得・更新の困難の問題、EUは知的財産や基準認証、韓 EUFTA 発効の脅威の問題が多く指摘

(1) 米国：WTO違反のアンチダンピング規則の適用、テロ対策としての人の移動規制、

WTO ルールと不整合なアンチダンピング規則の適用の問題や、テロ対策とビザ更新手続の煩雑・遅延や入国審査手続きの恣意性の問題、政府調達におけるバイアメリカン法による国産品優先・外国製品差別などが指摘。

(2) EU：私的複製補償金制度の域内不統一等の知的財産権問題、韓国との関税格差、煩雑な環境規制の頻繁な変更、EU加盟各国との煩雑なビザ申請・就労許可取得手続の煩雑・困難、社会保障協定の締結の必要

EUにおいては、私的複製補償金制度の域内不統一の問題、特許権利化の遅延・高コスト、特許訴訟の煩雑等の知財産権問題が最も多く指摘、EU韓国FTA締結による関税格差の是正の必要、REACH規制やRoHS指令、WEEE指令等の煩雑な環境規制が頻繁に変更されることに伴う事務負担増が問題とされている。

EU加盟各国においては、ビザ申請・就労許可取得手続の煩瑣・困難や、社会保障協定の締結の必要が共通して多く指摘されている。

(3) 韓国：輸入制限措置、労働者過保護、知的財産権制度・執行の不十分

日本と競合する工業製品への高輸入関税、恣意的関税分類適用、鉄鋼製品等への長期にわたるAD税賦課、繊維・衣料品へのセーフガード措置、日韓FTAの中断などの輸入制限問題、

労働者過保護の労使慣行・制度、外国人雇用制限、駐在員ビザ発給基準の不明確、法定退職制度の不合理、国家有功者雇用義務、非正規職の使用期間制限、就業規則の不利益変更時の労働組合等の同意義務などの労働問題、知的財産権保護の法制度の未整備、模倣品の取り締まりの不十分、水際措置の適用権利範囲の限定など知的財産権保護制度・執行の不十分について23項目の多数に上る問題点が指摘されている。

以上

「貿易・投資円滑化ビジネス協議会」(代表 給田英哉)は、130 の広範な貿易関連団体により構成され、1997 年から日本企業が海外事業活動において直面する国際貿易及び外国直接投資等での諸問題の検討を行い意見を取り纏め、日本及び外国の政府等に改善を要望してきた。現在調査対象として全世界各国及び 5 つの経済統合 (NAFTA, EU, ASEAN, GCC, メルコスール) をカバーしている。